

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人モバイルコンテンツフォーラム
2. 担当部署
知財著作権委員会
3. 担当者名
代表理事 小島勝見
4. 所在地
150-0011 東京都渋谷区東3-2 2-8 サワダビル4階
5. 担当者電話番号
03-5468-5091
6. ニーズ
① サービスの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・各種コンテンツの試聴を用いた新たなSNS交流サービス ・試聴自体により新たな各種コンテンツのニーズを創出するサービス連携、アフィリエイトサービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
<p>当該サービスについては、会員企業が改正前の著作権法の関係からビジネスに至っていないビジネスモデルである。そのため具体的な情報の開示には留意をされたい。</p> <p>～以下非公開～</p>
③ サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
非公開
④ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由

非公開

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
2. 担当部署
知財著作権委員会
3. 担当者名
代表理事 小島勝見
4. 所在地
150-0011 東京都渋谷区東3-2 2-8 サワダビル4階
5. 担当者電話番号
03-5468-5091
6. ニーズ
① サービスの概要
著作物を軽微に利用して結合または改変することで、選択を容易にしたり、著作物の新たな価値を発見できるサービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
<p>電子計算機において、設定した論理演算または人工知能等を利用した深層学習等によって加工を行い提供する。</p> <p>対象となる著作物の種類としては、画像、映像、音楽等多数の著作物が存在する著作物が想定される。</p> <p>多数の著作物から当該著作物を選択しやすくするために著作物を提供する必要がある。また、利用者の趣向性の変化によって、利用が低減しているような著作物を改変することで、原著物の新たな価値を発見できるようにするために、著作物を提供する必要がある。</p> <p>情報処理の結果、著作物の一部等を軽微に利用して他の著作物と一体あるいは連続して提供するために結合したり、利用者の趣向性に合わせて改変して提供する。</p>
② サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由

第47条の5第1項1号又は2号に関しては、著作物を現状のまま軽微利用することが対象となっているが、本提案は著作物の一部を軽微に結合または改変する2次的著作物を対象としている。

③ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由

現代社会においては、多数の著作物から自分の趣向性にあった著作物を選択することが困難になっている。また利用者の趣向性の変化によって、価値のある著作物でもレガシーとなり利用が縮減する傾向がある。

本提案の軽微利用によって、著作物の選択が容易となるとともに、普段利用しない多種多様な著作物の新たな価値が発見されるため、国民生活の利便性の向上に寄与すると考える。

新たな著作権法第47条の5第1項第3号に係るニーズの募集（様式）（法人用）

1. 法人名
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
2. 担当部署
知財著作権委員会
3. 担当者名
代表理事 小島勝見
4. 所在地
150-0011 東京都渋谷区東3-2 2-8 サワダビル4階
5. 担当者電話番号
03-5468-5091
6. ニーズ
① サービスの概要
今後の技術進化によって開発される、メタデータ等を利用してインターネット上で公開されている情報の利用を促進するサービス
② サービスの具体的内容（以下の点を含めて御説明ください）
<ul style="list-style-type: none"> i 電子計算機によってどのような情報処理を行い、どのような情報をその結果として提供するのか ii どのような種類の著作物を利用するのか iii 情報処理の結果の提供の際、そのサービスの目的との関係で、どのような理由から、著作物そのものを提供する必要があるか iv 情報処理の結果の提供の際、どのような形で著作物の提示等を行うことが想定されているか（表示する著作物の量等）
現在存在しているか否かにかかわらずメタデータなどインターネット上の情報、著作物を使用する。著作物は、インターネット上の映像・デザイン・音楽・動画・文書などとなる。著作物を使用することによって、ユーザーに原著作物への誘導を促進することができる。
② サービスが新たな第47条の5第1項第1号又は第2号に該当しないと考えられる理由
サービスの態様が法47条の5第1項1号および2号に該当しないサービスを含むため
③ サービスが「国民生活の利便性の向上に寄与するもの」に該当すると考える理由

国民に対して、多様な著作物を簡便に提供できるインターネットの特性を最大限に活用でき原著作物へのアクセスを容易にするため、国民生活の利便性の向上に寄与することになると考えます。